

兵庫地区におけるタクシー運賃の改定審査開始について

令和7年7月から10月にかけて兵庫地区における法人タクシー事業者から運賃改定申請があり、受付期間中に申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、兵庫地区の法人タクシー事業者の全体車両数の5割以上に達したため、運賃改定要否について判定を行った結果、運賃改定が必要と判断しましたのでお知らせします。

運賃改定要否の判定にあたって、運賃改定申請を行った事業者の中から標準的経営を行っている事業者（標準能率事業者）を選定し、実績年度の収入及び原価などにより収支率を算定、実績年度の加重平均収支率が100%を下回っていたため、運賃改定が必要と判断したものです。

現在、兵庫地区は、旧姫路・東西播地区、旧淡路島地区及び旧兵庫北部地区における運賃としてそれぞれ異なる運賃が適用されていますが、今回の運賃改定により一本化を図る予定であり、今後、標準能率事業者の中から複数の原価計算対象事業者を抽出し、原価計算書の提出を求め、運賃改定に係る審査手続きを経て、新運賃の公表を行ってまいります。

※兵庫地区

旧姫路・東西播地区…兵庫県姫路市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、加東市、宍粟市、多可郡、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、明石市（魚住町瀬戸川以西に限る。）
旧淡路島地区 …洲本市、淡路市、南あわじ市
旧兵庫北部地区 …豊岡市、丹波篠山市、養父市、朝来市、丹波市、美方郡

1. 運賃改定申請受付期間

令和7年7月15日～令和7年10月15日

2. 運賃変更申請状況（令和7年10月15日時点）

【旧姫路・東西播地区】

(1) 申請事業者数

35者（対象地域の法人事業者数 70者）

(2) 申請事業者の車両数

951両（対象地域の全体車両数 1,340両）

(3) 申請率

70.97%

【旧淡路島地区】

(1) 申請事業者数

7者（対象地域の法人事業者数 9者）

(2) 申請事業者の車両数

79両（対象地域の全体車両数 89両）

(3) 申請率

88.76%

【旧兵庫北部地区】

(1) 申請事業者数

9者（対象地域の法人事業者数 19者）

(2) 申請事業者の車両数

95両（対象地域の全体車両数 193両）

(3) 申請率

49.22%

3. 運賃変更申請の概要（※）

【旧姫路・東西播地区】

(1) 普通車の運賃

① 初乗距離 1.1km ～ 1.3km（現行1.3km）

② 初乗運賃 700円 ～ 800円（現行上限700円）

(2) 改定率 4.0% ～ 53.0%（平均改定率 14.6%）

【旧淡路島地区】

(1) 普通車の運賃

① 初乗距離 1.2km ～ 1.3km（現行1.3km）

② 初乗運賃 700円 ～ 800円（現行上限700円）

(2) 改定率 4.7% ～ 33.7%（平均改定率 13.0%）

【旧兵庫北部地区】

(1) 普通車の運賃

① 初乗距離 1.2km（現行1.3km）

② 初乗運賃 700円（現行上限700円）

(2) 改定率 2.4% ～ 58.5%（平均改定率 20.2%）

※あくまで申請内容を記載しており、運賃の内容や改定率は今後の審査により決定します。

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車交通部旅客第二課 調査運賃係

電話：06-6949-6446